

## 奈良県告示第百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

令和六年七月十二日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定の場所（令和六年六月二十四日現在の地番による。）  
桜井市大字三輪一〇三九番の一部
- 二 申請者氏名 株式会社アイツーホーム 代表取締役 飯原泰弘
- 三 申請者住所 橿原市内膳町五丁目六番二九号
- 四 道路の幅員 四・二〇メートル
- 五 道路の延長 三三・五五メートル
- 六 指定年月日 令和六年六月二十七日
- 七 指定番号 中土第R〇六〇二号